

主 な 農 業 制 度 資 金

資 金 名		貸付対象者
農業近代化資金		認定農業者・ 特定農業法人 6次産業化 補助残融資 ※2 その他担い手 農協等
(鳥取県独自 資金)	簡易手続き資金 農地流動化資金	認定農業者・ その他担い手 認定農業者・ その他担い手
就農支援資金 (就農施設等資金) 平成28年度で新規貸付終了		旧認定就農者
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)		認定農業者・ 特定農業法人
農業経営負担軽減支援資金		農業者 (所得過半要件あり)
日本政策金融公庫資金	青年等就農資金	認定新規就農者 ※6 認定新規就農者が役員 の過半を占める法人
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者・ 特定農業法人 人・農地プランに位置づ けられた認定農業者 ※3 6次産業化補助残融資 ※2
	経営体育成強化資金	認定新規就農者(旧認 定就農者含む)※7 その他担い手
	農林漁業セーフティ ネット資金	認定農業者・ その他担い手
	農業改良資金	エコファーマー ※10 等

融資 機関	利 率 ※1				
	基準 金利	利子補給 (長金協全・ 県)	上 乗 利子補給 (県・市町村)	末端 金利	
農協 信連 銀行等	2.35%	1.4～ 1.80%	－ 0.55～0.95% (当初10年) 1.10% (当初10年)	0.55～ 0.95% 無利子 無利子	
	2.35%	1.25%	－	1.10%	
	1.50%	0.40%	－	1.10%	
	2.35%	1.25%	－	1.10%	
	2.35%	1.25%	－	1.10%	
	無利子	－	－	無利子	
	1.50%	－	－	1.50%	
	2.35%	1.25%	－	1.10%	
	公庫	無利子	－	－	無利子
		0.55～ 1.10%	－ 0.55～ 1.10% (当初5年)	－	0.55～ 1.10% 無利子 無利子
1.10%		－	－	1.10%	
0.55%～ 0.95%		－	－	0.55%～ 0.95%	
無利子		－	－	無利子	

償還 期限 (年)	うち 据置 期間 (年)	
7～15	2～7	
7～17		
7～20		
7～15		
7～15		
12	5	
1	—	
10 特認15	3	
17	5	
25	10	
25	5 ※8 3	
10	3	
12	3 特認5 ※11	

貸付限度額	
個人:1,800万円 法人:2億円	
農協等:15億円	
500万円	
500万円	
青年:3,700万円 中年:2,700万円	
個人:500万円 法人:2,000万円	
営農負債の残高	
一般:3,700万円 特認:1億 ※14	
個人:3億円 法人:10億円	
○前向 借入者負担額の	
○負債整理 個人:1億5千万円 法人:5億円	
一般:600万円 特認:年間経営費 の12分の6以上	
個人:5,000万円 法人:1.5億円	

融資率 (以内)	100%
	80%
	80%
	100%・ 80%
	100%・ 80%
円 円	100%
※9 ※9	100%
	100%
	100%
	100%
80% ※4 円	前向80%・ 負債100% (限度額有り)
等 以内	100%
	100%

農業信用基金協会の 債務保証の有無	有	・担い手の選定 ・認定農業者 旧・運転資金の特例がある ・農協等（共 等）、5年以 （経営開始後 不可）。 ・補助残にも
	無 ※5	・500万円以 書を簡素化し ・500万円以 貸し付けると ・新たに農業 経営に対し 1/3が負担、 県から就農 ・H28年度 農産高へ移 ・国庫補助申 に係る新規 ・極度貸付方 ・営農負債の 利率が5.0% ・限度額 ・新たに農業 要な経費を 市町村から が対象。 ・国庫補助申 にかかる新 ・認定農業者 ・施設機械、 ※H22年度末 合、県と市町 現行は、6 利子補給を行 ・前向き投資 債の借換え ・災害、売上 騰等により 必要な運 ・新作物分 ・チャレン ・借り受けに れるか）の ・国庫補助

[illegible]

主な特徴

り、生産設備等の整備
に対しては、資金使
金の助成)、融資率
業を営まない団体(作
の計画を有する農業
ない場合が利用可
について、借入手続き
取得について簡易な
経営を開始する場合
資金。(貸付原資は、
と認定就農者が対象
根拠法令改正により、
用不可。(経営体育成
除く)
短期運転資金。
金。(制度資金につい
)
者が、経営を開始す
認定を受けた認定新
用不可。(経営体育成
除く)
の資金。
と資金使途はさまざ
年度は、借入額500万
であった。
の場合にのみ県と市町
度資金、制度資金外
悪化、燃油や家畜飼
った場合に経営の維
レンジのための資金
業は、近代化資金等
基金が農業改良措
E。
用不可。

	土地
	農地の取得
	農地の賃借
備拡充を図る(災害復旧100%)の事業受委託を営む法人(L資金は	○
借入申込	○
手続きで	○
に必要となる国2/3、県青年等就労支援事業	○
ては、貸付	○
る場合に必須規程農業者支援事業	○
ま。	○
円超の場	○
町村半折で	○
の営農負	○
料料等の高持安定に	○
行う。	○
と認めら	○

[illegible]

	果樹等の植栽や育成	花き・花木の植栽や育成	家畜の購入や育成	品種の転換	肥料・農薬等の運転資金	農業化への対応・取得
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○			○
	○	○	○	▲	▲	○
					※13	
		○	○	○		
	○	○	○		○	
	○	○	○	○	○	
	○	○	○			
	○	○	○	○	○	

[illegible][illegible][illegible]

新規貸付に係る県の関わりの有無	有	有	有	有	無	無	無	有	無	無	無
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※1 貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めたものを適用（平成27年1月22日現在）
※2 農産物生産者に対する農業政策推進基金（6次産業化推進整備事業に属する）の補助対象として活用する場合に限り、貸付当初10年間に上乗補助
※3 農地・農地付近に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者から借り入れる場合に、農地生産と関係ない融資の利息助成により貸付当初5年間の無利子化（融資枠の範囲内。）
※4 事業実行支援資金については、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、100%
※5 農協を通じた転貸の場合は保証を行うことができる。
※6 市町村において青年等就農計画の認定を受けた者、ただし、青年等就農資金は、認定農業者となった時点で新たな借入が不可となる。
※7 青年等就農計画の認定を受けた者又は旧農地促進法第4条第1項に規定する農地所有の認定を受けた者（経営開始後5年以内かつ認定後10年以上の者に限る。）
※8 認定新規農業者も農地等又は未熟地の取得のために借り入れる場合で、かつ500万円以内の借入れの場合には、据置期間15年以上の場合。

△：機械の賃借料に限る。
▲：認定農業者のみ対象
※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能
※13 経営開始初年度より経営規模拡大時に限る。
※14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。

た、貸付総額の4倍の金額を貸付総額とする。

を受ける法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者を選定する。

※9 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。

※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。

※11 農業改良資金融通法第4条に規定する特定地域資金の導入を受ける者。